

平成30年度愛媛県動物愛護推進懇談会の結果

1 会議の名称

平成30年度愛媛県動物愛護推進懇談会

2 開催日時

平成31年3月11日（月曜日）午後2時00分から午後3時50分まで

3 開催場所

愛媛県立衛生環境研究所5階会議室

4 出席者

委員

公益社団法人愛媛県獣医師会	会長	寺町 光博	委員	※会長
認定NPO法人えひめイヌ・ネコの会	理事長	高岸ちはり	委員	
公益社団法人日本愛玩動物協会愛媛県支所	支所長	山根しのぶ	委員	
一般社団法人日本ケアドッグ協会	代表理事	泉 栄	委員	
愛媛大学農学部畜産学研究室	准教授	橘 哲也	委員	※副会長
一般社団法人ドッグフォーライフジャパン	代表理事	砂田 眞希	委員	
県教育委員会事務局指導部義務教育課	担当係長	大倉 匡仁	委員	
松山市保健所生活衛生課	課長	木村 新	委員	
八幡浜市市民福祉部生活環境課	課長	山本 真	委員	代理人

事務局

県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課	技 幹	服部 昌志
県動物愛護センター	所 長	山本 真司

他関係者3名

5 審議事項（議題）

- (1) 犬猫の収容数及び処分数の現状並びに削減に向けた取り組みについて
- (2) 平成30年7月豪雨災害を受け、その検証、考察及び今後のペット防災対策について

6 審議の内容（全部公開）

議題（1）犬猫の収容数及び処分数の現状並びに削減に向けた取り組みについて

【事務局説明】

犬・猫の収容については、動物の所有者からの引取り、所有者以外の拾得者からの引取り及び犬の場合は、狂犬病予防法に基づく行政による捕獲等によるものがあるが、松山市を含む愛媛県では、平成26年度に改正した「愛媛県動物愛護管理推進計画」の中での削減目標値として、犬・猫の引取り頭数を設定している。

本県の平成29年度の引取り頭数は、犬が愛媛県372頭、松山市158頭の計530頭、猫では愛媛県1,815頭、松山市52頭の計1,867頭であった。前年度と比較して犬が63頭減少、猫が502頭減少している。推進計画は、平成26年から35年の10か年を期間とする計画で、平成24年度の引取り頭数を基礎数字として平成35年度までの達成目標を設定している。平成29年度の時点

で犬の拾得者引取り以外の3項目（犬の所有者引取り並びに猫の所有者及び拾得者引取り）については既に達成しているが、まだまだ多くの犬猫が引取り・収容されているので一層の削減努力が必要である。

環境省のとりまとめによる動物愛護管理行政事務提要による殺処分頭数については、松山市を含む愛媛県では犬が603頭、猫が1,715頭であり、前年度との比較では犬が158頭、猫が383頭、犬猫合わせて541頭減少していた。全国の他の都道府県との比較では、犬は香川県、徳島県に次いで、多い方から3番目、猫は5番目、犬猫の合計殺処分頭数は全国ワースト3位という残念な状況となっている。

これは本県においても殺処分頭数が減少しつつあるが、他自治体が譲渡頭数の大幅な拡大などにより本県以上の殺処分頭数削減を達成しているためである。本県としても、譲渡の拡大に限らず、他自治体の取組みを参考にするなど、殺処分頭数削減の更なる効果的な施策を展開していく必要があると認識しているが、本県の現在の収容頭数はまだまだ多く、そのほぼすべてを譲渡によって殺処分を回避できる状況ではないことから、まずはこの収容、殺処分の入り口となる引取り頭数の削減に注力していくこととしている。

平成26年の推進計画改正後の収容・殺処分頭数削減のための主な取組として、現在、本県の収容頭数の多くを飼い主のいない猫が占めていることから、猫の終生飼養、所有者明示措置や繁殖制限等の適正飼養の啓発や、地域猫活動等の野良猫対策を推進するとともに、より効果的な啓発方法について関係機関・団体と協力しながら検討・実施している。

また、犬猫の好ましからざる引取りを抑制、排除するため、飼い犬・飼い猫の「引取り事前連絡制度」や「拾得された猫の引取り確認チェックシート」について、引取り窓口である各市町に対し、積極的に活用していただくよう重ねて説明をしていくこととしている。なお、一旦収容された動物の譲渡事業については、あくまでも県の責任により行うものと認識しており、安易な譲渡頭数の拡大や動物愛護団体やボランティアに対する過剰な譲渡は、その後の遺棄や虐待、多頭飼育による飼育崩壊に繋がる恐れがあることから、本県の譲渡事業に大きく寄与している「仲介者譲渡制度」についても、仲介者の過度な負担とならないよう細心の注意を払いながら普及・拡大を図るとともに、譲渡制度・譲渡会の更なる周知や、参加者の拡大に向けた開催場所等の検討等、関係団体やボランティアとの連携をより密にしつつ進めていくこととしている。今後も先進的な自治体の取組みを参考にしつつ、収容頭数及び処分頭数の削減の取組みに鋭意努力することとしているが、委員の皆様には、効果的な収容・処分頭数の削減に向けた方策について、御検討・御提言をいただければと考えている。

【発言要旨】

寺町会長： 御質問・御意見があればお願いします。遠慮なくご発言願いたい。

高岸委員： 松山市の猫の引取り数（52頭）について。

木村委員： 環境省の事務提要の猫の引取り頭数のことと思われるが、子猫は自立して生きていくことができないという観点から、健全な動物とするか、負傷動物として取り扱うのかについて環境省に確認したところ、自治体の判断に任せるとの回答であったことから、平成28年度から負傷動物として集計している。他の自治体の集計方法と相違があることから、来年度から集計方法を戻す予定である。平成29年度の子猫を健全動物として集計すると猫の収容頭数は842頭となる。

高岸委員： 今後資料を作る際は、負傷動物、拾得による引取り、子猫、成猫など細かく分類したものを提供いただきたい。また、保健所で病気等により亡くなった動物についても、処分頭数として集計してほしい。

木村委員： 松山市の詳細については、保健衛生年報に掲載されている。

松山市は引取り窓口も多く、収容される動物が多いのは事実。行政が動物を引き取

らない方向へ進めるのが良いのか、積極的に引き取る方が良いのかの判断は難しい。自治体の多くは引き取らない方向へ進んでいる。

事務局： 処分頭数などは、様々な数え方がある。環境省の報告では収容中に病死した動物についても殺処分頭数に含まれているが、より実態に近い数字をお示しできるような検討も行っているようである。

砂田委員： 引取りをしない流れがあるようだが、引取りを断られた犬猫のその後の状況が心配である。断られた飼い主がその動物を大切に飼ってくれるとは思えない。その犬猫の生活の質の向上を考えたとき、引取り窓口を狭くすることは何の解決にもならない。引き取ってほしいという人をどのように減らしていくかが大切である。

蛇口を閉めないで解決にはならない。素人による繁殖や悪質ブリーダーの取り締まりをどのようにしていくかが重要と考える。動物取扱業の登録・監査についても規制・指導強化等を検討願いたい。

事務局： 動物取扱業者については、登録申請時に動物愛護センターで現場に立入りし、基準を満たしているかどうかの確認を行っているほか、毎年、所有する犬猫等の頭数の届出義務が事業者であり、その増減が極端な場合は何かしら問題があると考えられるので調査等を行うこととしている。

また、動物愛護センターでは、動物取扱業者への立入り・現状確認等を年間 100カ所ほど実施している。

砂田委員： 動物愛護センターによる動物取扱業者の立入りについて、事前連絡をした上で行っているのはあり得ない。立入りが分かれば事前に都合の悪いものは隠すと思う。

事務局： 何か問題があるといった情報が入った場合は抜打ちでの立入りも行うようにしている。まずは顔を見せて、現状をみることも大切なことと考えているので、バランスを取りながらより実効性のあるものにしていきたい。

高岸委員： 行政組織は縦割りであることや動物愛護センター職員は少人数で忙しいのも知っている。動物取扱業の立入りなどについては県内にある保健所へ委託というかたちは取れないのか？

事務局： 決して不可能ではないが、保健所には動物のみを専門にしている職員はおらず、その他業務と兼務をしているなかでの担当であり、連絡があったときにすぐに調査に行けるかという難しい部分もある。そういった検討をした上で、現在は県下全域の動物愛護に関する業務は動物愛護センターに集約している。

大倉委員： 義務教育課は小中学校担当であるが、小学校では低学年の生活科と理科、小から中学校は道徳において生命の尊重について学習するよう学習指導要領に書かれている。道徳は特に考え、議論する道徳ということで、価値観を先生が教えるのではなく、子供たちが調べたり話を聞いたりして、子供の発達段階に応じて考えていく授業である。先ほどの収容頭数の数字のこともそうだが、子供たちもいろいろなことを知らないといけないと思う。低学年には難しいかと思うが、このような議論を小学校高学年・中学校の生徒達が聞いたらどのように感じるか、命は大切にしないといけないということは皆がわかっていることなので、自分なりに考えてどう行動していけばいいのかといったものに結びつくような教育をしていけたらと思う。

木村委員： 松山市では、動物の引取りについては悩みながら検討を重ねているところ。引取りの多くを子猫が占める。多くの自治体が引取り制限をしているのが事実である。助けられる動物は助けようということで引取りを行っているが、子猫の引取りは減らない。数字だけを見て他の自治体と比較する人がいるが、数字だけを見て評価されるとつらい立場にある。引取りを抑制するとその後の数字が低くなるため、収容頭数等の削減への一番効果的な方法は引き取らないということになる。今後、引取り

についてどう考えるか現在検討中である。

餌を与えている外猫が自宅や近所で子猫を産んだ場合、気軽に引取りに持っていける環境はどうか？行政が引き取ってくれるという認識はどうか？すべての犬猫を助けてあげたいが、全ての動物に譲渡先を見つける体制はできていない。

松山市は支所で犬猫の引取りを行っており、窓口が 23 カ所と多い。支所には動物の知識がある専門的な職員はおらず、あまり知らない職員に対し近所の人々が動物を持ってくる現状である。引取りをすることでかえってこの状況を助長するのではないか。この方策についてご意見をいただければと思う。

高岸委員： 引取り窓口を少なくするのも1つの方法であるが、砂田委員の話のように引取り拒否されて動物を捨てられたら元も子もないという意見も正しい。一番大切なのは、不妊去勢手術をして産ませないことしかない。引き取る、引き取らないの議論の前に、不妊去勢手術を広めるという考え方に変えていただきたい。支所に啓発のチラシを置くことや回覧板で周知するといったことはできると思う。

当会は不妊去勢手術補助金制度を愛媛県の全市町に設置していただく活動を行っている。愛媛県の殺処分頭数が多いのは不妊去勢手術の徹底がなされていないからであり、それが田舎のほうに行けば行くほど顕著である。松山市は特に餌やりさんが多いため、地域猫活動の推進等も愛護団体の重要な活動と考える。また、行政は我々に比べ広報力があるのでもっと普及啓発に力を入れてほしい。

砂田委員： 熊本市の動物病院では期間を決めて不妊手術を行っていたが、不妊去勢手術は一斉に手術しないと効果がない。ふるさと納税などで資金を集め、予算・期限を決めて短期間集中で行った方が良いと思う。

寺町会長： 県獣医師会では平成 25 年から野良猫対策支援事業を開始し、年間約 100 頭、今年は約 160 頭について無料で手術を実施してきた。この事業では詳細な術前検査なしで手術を行うため、先天的な病気等があると麻酔に耐えられなくて死亡することもある。連れてくる人も様々な要求、ときには理不尽な要望があるため、需要はあるが手術を行う先生が減っていき、今後の事業の実施方法についても検討する時期がきている。

望まれない命を増やさないという目的の事業であって、手術される動物のための事業ではない。動物を大切に思うなら、きちんと術前検査を行ってより安全性の高い方法で手術をするべきである。これを行わなければ目的が達成できなくなる。

収容頭数を減らすためには不妊去勢手術は有効であるが、その他の蛇口もある。それぞれのバランスのとりの方が難しい。いろんな蛇口があるなかそれぞれを調整し、今の社会に一番合った方法を見つけようというのがこの会の目標と考える。

いろんな意見をいただき、データをもらって考えていけたらと思う。

橘副会長： 山口県の小学生がクラウドファンディングを利用した猫の譲渡を行っているというニュースをみたが、動物の譲渡や不妊去勢手術の補助事業などがどのように成り立っているか、獣医師やボランティアの皆さんの頑張りやお金の出どころをみせることも重要と思う。

事務局： 県も飼い主のいない猫対策事業として県獣医師会に補助金を出している。その他、動物病院には愛媛銀行のご厚意で募金箱が設置されており、動物病院に頻繁に行く方はある程度理解してくれていると思う。

地域猫活動セミナーもそうであるが、興味のない方、動物の嫌いな方にいかに知ってもらえるかが重要である。今までの啓発はどちらかというと動物愛護に興味を持ってもらえる人を育てる活動、子供を対象とした動物ふれあい教室や年齢が進んだら動物と共生する教室、動物愛護センターに来所される方、呼んでいただいた方

への啓発等を行ってきたが、今後は興味のない方にも、現状を知ってもらい、考えていただくきっかけを作っていく必要があると思う。

引取りについては、県は市町に引取り窓口の協力をお願いしている。窓口は住民との折衝の第一線であり、住民の方の苦労もわかるので、いかにバランスをとりながら、より引取り数を無理なく減らしていけるかが重要と考える。早急に良い形へ対応できるといいが、どこにも無理のない、ひずみのない形で進めていくと時間もかかることを御了承いただきたい。

議題（２）平成３０年７月豪雨災害を受け、その検証、考察及び今後のペット防災対策について

【事務局説明】

７月豪雨では、本県においても、土砂災害や浸水被害など、広域にわたり甚大な被害が発生した。県では大規模災害に備え、「愛媛県災害時動物救護活動ガイドライン」を策定しているほか、「愛媛県地域防災計画」にも同行避難や避難所でのスペースの確保などペットに関する項目を盛り込んでおり、各市町においても、県と同様に対応をお願いしているところである。

大規模災害発生時には、災害協定を県と締結している県獣医師会をはじめ、松山市及びその他関係機関・団体との情報共有・連絡調整を図り、各市町や避難所等からの支援要請に連携して対応することとしており、被災ペットが多数におよび通常体制での対応が困難な場合は、関係機関・団体と協議の上、「愛媛県動物救護本部」を設置することとしている。なお、今回の７月豪雨災害では、ペットに関する支援要請等が災害規模に比べ少なかつたことから、「愛媛県動物救護本部」の設置には至っていない。

今回の災害におけるペット同行避難や支援要請の状況は、人への対応が最優先となったことに加え、一時的に同行避難を行ったが住居が一部無事等の理由により早期に帰宅した場合やペットのみ住居で引き続き飼養していた場合もあり、ある程度避難所の環境が整うまでは正確に把握できない状況であったが、最終的に同行避難が確認できた避難所は数か所にとどまった。しかしながら、一部避難所では新聞報道のとおり、ペットの入所を断られた事例も確認された。

県では発災当初から「被災ペット相談窓口」を立ち上げ、県 HP やテレビ、新聞、避難所への掲示による同窓口の周知に努めたが、実際に県の窓口寄せられた被災者等からの相談は、ペットの一時預かりの２件のみであった。また、被災者以外からの相談として、大変有難いことに、県内外からの支援の申し出が多数あった。被災者から相談のあった一時預かりへの対応については、県獣医師会の協力のもと、近隣の動物病院における預かりを調整したが、幸いなことに、いずれも親類等の預かり先が決まったとのこと。

また県として、当課から応急仮設住宅におけるペット受入れについて、県及び市の担当課に依頼を行い、原則全ての応急仮設住宅においてペットの飼養が認められているほか、その他の支援として、県獣医師会においては、ペット無料診療の実施や避難所へのケージや支援物資の提供、及び動物愛護団体やボランティアの皆様にはネットワークを生かした支援物資の提供等をいただいております。あらためて感謝申し上げます。

次に７月豪雨災害を受けてのペット同行避難をはじめとしたペット防災についての検証・考察ですが、本災害の被災者の多くが河川の氾濫による浸水被害あるいは土砂災害によるものであり、県の災害対応検証委員会によるアンケート調査によれば、避難開始まで時間がかかっているほか、「浸水しても２階にいれば大丈夫」という考えや「ここまでの水害が起きるとは思わなかった」といった意見も多いことから、ペットと同行避難する余裕がなかったケースや、ペットを自宅に残したまま避難したケースが多いと推察された。また、避難者数の推移のとおり、多くの避難者が数日中には避難所を退所していることから、当初は同行避難していたが、水がひいたため自宅での在宅避難に変えたケースも考えられる。

ペット関係の物資等については、局所的に被害は甚大であったが、被害が軽度であった地域の

大型店舗等が早期に営業を再開していたことから、交通手段等が確保できれば購入できる環境にあったのではないかと推察された。

最後に今回の災害を踏まえた今後のペット防災についてですが、まず、避難所におけるペット関係情報の収集に苦慮したことから、避難所から県へ状況報告する項目にペット関係情報の組み入れについての検討を進めるほか、一部避難所ではペット同行避難の拒否や飼養場所や管理等の取扱いに苦慮した事例も確認されたことから、市町や自治会等の避難所設置主体及び一般県民を対象とした、「避難所におけるペット受入体制整備マニュアル（案）」を作成しているところである。本マニュアルでは、発災初期の避難所には必ずしも行政担当者や避難所運営に熟知した人がいるとは限らないため、居合わせた人が速やかにペットの受入れ体制及び情報収集及び発信体制を整えられるよう、初動の指示や行うべきことが記載された「スターターキット」の整備についても触れている。また、県獣医師会、松山市及びその他関係機関・団体との情報の共有体制の再整理が必要と考えられることから、メールやFAX等の連絡網の整備や災害用の電子掲示板やSNS等を活用した情報共有などについて検討を行っていくこととしている。

更には、同行避難及び被災時のペットの取り扱いについての周知が徹底されていなかったがために、命を落としたペットや、ペット被災相談が実際の災害規模に対し少なかった可能性があることから、飼い主に対するペット同行避難の実施及び平常時からの備え等について、関係機関・団体等と連携の上、市町など各地域で実施している防災訓練等においても、強力に周知啓発していくこととしている。

なお、この度の災害のため今年度は中止となった県総合防災訓練において、県として初めてとなるペット同行避難訓練を実施予定していたが、来年度についても引き続き実施することとしているので、御協力願いたい。

今後とも、さらなる甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震などの大規模災害対策に万全を期すため、今回の豪雨災害を教訓にさらなる体制整備を図っていくこととしているので、委員の皆様には、今回の災害の検証及び今後のペット防災について御検討・御提言をいただければと思う。

【発言要旨】

寺町会長： このたびの災害で、西予市から避難所にペットがいるとの連絡が入ったので、県獣医師会は現地に入り、その動物2匹を市内の動物病院で預かった。また、7月11日から9月15日までの約2か月、県内の動物病院で被災ペットの無料診療を行ったところ、延べ約400頭の利用があった。飼い主の皆様には非常に喜んでいただくとともに、これらの活動が評価され、環境省から大臣表彰をいただいた。

本災害で動物が相当数流されたとの話を聞いたが、後から周辺の獣医に聞いたが流れた動物が戻ってきたといった話はなかった。

高岸委員： 大洲市内の避難所を回ったところ、避難していたのは猫1頭のみであり、犬の受入れを断ったという避難所が1か所あった。ペットの受け入れが可能と思える避難所や、小さくて難しい避難所もあった。地域住人に対し、町内会や地区会長など避難所の運営側が、避難所におけるペット受入れの可否について、前もって情報提供できていればよかったと思う。

えひめイヌ・ネコの会でも独自の認定ペット防災管理士の育成を行っており、今後、県の総合防災訓練への参加についても希望する。また、当会のペット防災管理士育成講座にも行政職員も参加いただきたい。

山根委員： 被災犬を2頭預かったが、その犬はワクチン接種を受けておらず、ノミ・ダニもいる状態であった。こういった犬は同行避難もできないし、ペットホテルに預けるこ

ともできないので、こういったトラブルにならないためにも日ごろからワクチン接種や適正飼養をするように呼び掛けていきたい。

泉委員： 災害発生に対し、人についての備蓄等についてはよく周知されていると思うが、実際に動物と一緒に避難するといったときに、各家庭でそのための準備等について本当に考えているか疑問である。

地域には、自治会や公民館、まちづくり協議会など各家庭に情報を提供できるある程度の仕組みがあるので、動物の飼養の有無や、災害時の同行避難の意思の確認、動物の予防接種の実施状況等、質問形式ではないが意識の確認があって良いと思う。地域にどれくらいの犬猫が飼われているかといった情報があるだけでも被災時の対応は大きく違うと思う。

災害に関しては、人と一緒に避難できる避難所や人だけしか利用できない避難所の情報、水害や地震など災害の種類により避難場所等も変わってくると思うので、県や市単位ではなく、地域の自治会や協議会など小さなコミュニティ内での情報発信について考えていただければ、より生活の中にも浸透していくのではないかと思う。

砂田委員： 今回の豪雨において南予地域で避難した犬猫の頭数の少なさにショックを受けた、これが愛媛県の現状、動物を飼っている方の意識のあり方だと思う。

これから実施しなくてはいけないことは、泉委員が言ったように、だれが何を飼っているかといったペットの頭数の把握とマイクロチップによる所有者明示の推進だと思う。

大倉委員： 命の大切さもそうであるが、ペットを避難所に連れて行っても大丈夫ということ、ペットの同行避難のあり方を含め、教えられる環境になればと思う。

木村委員： ペット防災については昔からマニュアル等は作っているがあまり進んでいないと思う。このように災害が起こった時に進めていくことが重要である。松山市は、避難所、危機管理そしてペットとそれぞれ所管課が異なっているが、今後もう一歩その連携等具体的に進めていけたらと思う。

山本委員代理： 今回の災害では、八幡浜市では死者は出ていないが、避難所が 20 か所以上設置され、300 人ぐらいの避難者が発災から 3 日間ぐらい避難されていた。水没した地域は 10 地区ぐらいあったが、ペットを連れてきた方はほとんどいなかった。

動物を担当している生活環境課はごみについても担当しており、翌日からごみの回収が業務の主となった。発災当初は人が優先となるので、動物は二の次になってしまうのはしかたない。

避難所の担当職員もすべてが市の職員ではなく、消防の方や地域の自治会長さんなどの場合もあるので、ペットについての明確な対応はなかなか難しい点がある。

八幡浜市のペット防災については危機管理室が担当しており、県獣医師会と災害協定を締結すべく動いている。

寺町会長： 県獣医師会は全市町との災害協定を締結すべく進めている。ペットが同行避難した後、誰が責任をもってどのようにするかといったことが、多くの自治体はできていない。まずは、協定を結び、締結後は防災訓練に参加していただき、現実的にはこういうことをして、こうなるという訓練を行いたい。そして、この地域ではこの避難所がペットを受け入れることになるだろうから、ペットが避難できるようにケージを用意するとか、そのレベルくらいまで準備できればと思うが、そこまで進んでいないのが現状である。避難所ではケージに犬を入れることすら大変なのを飼い主に理解していただき、日ごろから家庭でのしつけをしていただくとか、自助と共助で対応していかなければと思う。

- 橋副会長： 「避難所におけるペット受入体制整備マニュアル（案）」において「スターターキット」が提案されているが、防災訓練時に周知したり、より簡易なものがあつたほうがペットを飼っていない人にもわかりやすいと思う。
- 事務局： 発災後の混乱した中で初めてこれを読んで、実行行動するという事は難しいと思うので、市町や避難所の設置主体となる自治体等にあらかじめ概略等を理解いただければ対応はスムーズに進むと思う。
- 泉委員： 災害にあつた時に、同行避難している人が書類等を記入できる状況にあるかは疑問である。事前にアンケートというか、同行避難の意思や動物の予防接種の実施状況等を記入できるカードなど、前もって意思表示できるものがあつたら避難所での受入れもスムーズになるのではないかと思う。
- 寺町会長： 愛媛県の動物愛護について舵を握っているのは行政であり、その舵がどちらに動くかについて、今後も我々が意見を出していければより良い方向に進むと思う。
- 事務局： 来年度、国の動物愛護管理法の改正及び動物愛護管理基本指針の見直しが予定されている。それに合わせて県の動物愛護管理推進計画も見直しを行う予定である。場合によっては県の条例改正もあると思う。その際は、事前に皆様にお集まりいただき、御意見をいただきたいので御協力願いたい。